

和歌山県では 国土利用計画法の一部が 平成22年4月1日より 市町村に権限移譲されます

和歌山県では国土利用計画法に関する下記の事務等が平成22年4月1日より市町村に権限移譲されます。

1. 土地売買等届出

(国土利用計画法第23条1項の届出)

2. 遊休土地の措置に関する制度

権限移譲後(平成22年4月1日以降)の変更点

土地売買等届出書の提出先は従来どおり土地の所在する市町村役場の窓口ですが、利用目的の審査機関が、県から市町村になります。

平成22年4月1日以降の届出は市町村長あてに提出して下さい。

和歌山県